

●その他の在宅サービス

名 称	対 象 者	利用 できる 場合	手 続 き
在宅給食サービス（有料）	①ひとり暮らしの障害者、障害者のみの世帯など ②食事づくりが困難な65歳以上でひとり暮らしまたは、高齢者のみの世帯の人など ※①の方は障害福祉課、②の方は長寿安心課へお問い合わせください。	・食事作りが困難で安否確認が必要な人 希望される曜日に市が委託した業者がご自宅に給食をお届けした際、安否の確認を行います。	障害福祉課 ☎06-6858-2224 長寿安心課 ☎06-6858-2856
緊急通報システム ホットライン「きずな」	○日常生活を営む上で常時注意が必要な疾病等がある方で、 ①ひとり暮らしの重度の身体障害者、重度の身体障害者のみの世帯の方→自宅の合鍵を預かる協力員を1名確保できる方（※見つからない場合は市委託業者の鍵預かりも可能） ②昼間・夜間独居の重度の身体障害者（同居の家族就労等止むを得ない事情で独居となる期間が週4日以上1日8時間程度で1年間継続） ③65歳以上のひとり暮らしの人、65歳以上のみの世帯 ④昼間・夜間独居の65歳以上の人（同居の家族就労等止むを得ない事情で独居となる期間が週4日以上1日8時間程度で1年間継続） ※①②の方は障害福祉課、③④の方は長寿安心課へお問い合わせください。	急病など緊急を要する時に緊急通報装置の非常ボタンやペンダントのボタンを押すと消防局に通報され必要に応じて救急車やご近所の協力員が利用者の自宅へ駆けつけます。 ※NTT アナログ回線が基本ですが、他の回線でも停電時の不通等の不具合等を理解し、「承諾書」を提出した方は利用可能です。ただし、一部物理的に利用できない回線があります。	障害福祉課 ☎06-6858-2232 長寿安心課 ☎06-6858-2237
NET119 緊急通報システム	○聴覚に障がいがある方、音声の聞き取りが難しい方 ○音声の発声に障害がある方、発声が少ない方 ※ご利用には事前登録が必要です。 ※登録を希望される際は、確認事項等がありますので、事前に、右記手続き先までご連絡ください。	音声による119番通報が困難な方が、円滑に消防への通報を行えるようにするためのシステムです。 スマートフォン、携帯電話から通報用Webサイトにアクセスし、必要事項および通報者の位置情報を入力することで、消防へ通報がつながる仕組みです。チャットによる文字対話を行うことも可能です。	消防指令センター ☎06-6843-2345 FAX06-6857-3119
府営住宅総合募集 (4, 6, 8, 10, 12, 2月) ○福祉世帯向け ○車いす常用者世帯向け	○福祉世帯向け 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の方がいる世帯 ○車いす常用者世帯向け 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ下肢又は体幹の機能障がいの程度の高い車いす常用者の方がいる世帯	次の条件を満たした場合 ① 収入基準に合う方 ② 現在、住宅に困っている方 ③ 府内に居住又は勤務している方 ④ 過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使用をしたことがないこと	千里管理センター (大阪府住宅供給公社・大阪ガスセキュリティサービス株式会社共同体) ☎06-6833-6942
市営住宅 ○車いす常用障害者向け住戸への入居 ○当選倍率優遇措置	○車いす常用障害者向け住戸への入居 身体障害者（1～4級）かつ車いす常用者の方がいる世帯 ○当選倍率優遇措置 次のいずれかにあてはまる方がいる世帯 身体障害者（児）：1～4級 精神障害者：1、2級 知的障害者：A、B1	・市内に居住または勤務していることや収入基準のほか、利用に当たっては各種条件があります。 ・抽選の際2倍の確率とし、当選後、障害の種類や等級が確認できるものが必要です。 ・詳しくは申込案内書をご確認いただくか、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。	豊中市営住宅募集・管理センター ☎06-6858-2395 住 宅 課 ☎06-6858-2397
ひと声ふれあい収集	○次のいずれかに該当する方のみの世帯で、親族や近隣からごみの排出の協力が得られない人 ①65歳以上で要介護2以上 ②身体障害者：1、2級 ③知的障害者：A ④精神障害者：1級	原則週1回、自宅まで訪問しごみの収集を行います。併せてひと声かけることによりコミュニケーションを図り、安否の確認を行います。 ※声かけは希望を伺います ※分別と市指定袋での排出は必要 ※無料（但し、粗大ごみは処理券の購入が必要）	環 境 部 家庭ごみ事業課 ☎06-6843-3512 FAX06-6857-2767

